

# フィットネスももとせ運営規程 (介護予防通所介護相当サービス)

(事業の目的)

第1条 医療法人娛生会が開設するフィットネスももとせ（以下「事業所」という）が行う介護予防通所介護相当サービスの事業（以下「事業」という）は、居宅において要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対し、適切な介護予防通所介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護予防通所介護相当サービスの従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施に当たっては、埼玉県・関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称                   フィットネスももとせ
- (2) 所在地               比企郡小川町大塚309
- (3) 事業単位           1単位
- (4) 定員                 10名

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者               1名（生活相談員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 生活相談員       2名以上

生活相談員は、利用者及びその家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供できるように、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関と連携し必要な調整を行う。

- (3) 介護職員           2名以上

介護職員は、サービスの提供に当たり、利用者の心身の状態等を的確に把握し、適切な介助を行う。

- (4) 機能訓練指導員   1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するために必要な機能回復訓練等を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日   月曜日から土曜日まで。
- (2) 営業時間   8:30から17:30まで。
- (3) サービス提供時間   9:15から12:20まで   13時30分から16時35分まで
- (4) その他の休日   12月31日から1月3日

(介護予防通所介護相当サービスの利用定員)

第6条 指定介護予防通所介護相当サービスの利用定員は、下記の通りとする。

サービス提供時間帯	午前9時15分から午後0時20分まで	定員10人
	午後1時30分から午後4時35分まで	定員10人

(指定介護予防通所介護相当サービスの内容)

第7条 指定介護予防通所介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎                   (2) 健康チェック                   (3) 弁当サービス ※希望者のみ  
(4) 生活指導           (5) 日常動作訓練

(利用料その他の費用の額)

第8条 介護予防通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- 1 お弁当 1食あたり700円
- 2 雑費 1回利用あたり50円
- 3 おむつ代 1枚あたり150円 リハビリパンツ代 1枚あたり200円  
尿取りパット代 1枚あたり50円
- 4 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対し送迎を行う場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1キロメートル当たり20円を実費として徴収する。
- 5 利用予定日の前日午後17時半までに連絡がない場合、キャンセル料として730円を実費徴収する。
- 6 前5項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名または記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、比企郡小川町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、サービス利用に当たって、生活相談員、介護職員、機能訓練指導員等の指導に従うように留意すること。

(緊急時等における対応方法)

第11条

(1) 緊急時における対応

従業者は、サービスを提供中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を構ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(2) 事故発生時の対応について

従業者は、サービスを提供中に事故が発生した時は、埼玉県、関係市町村、利用者家族、居宅介護支援事業所等に連絡を行うなどの必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防マニュアルに基づき、定期的に避難・救出訓練を行う。

(虐待防止対策)

第13条 事業所は、虐待の発生を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止委員会の設置をする。

虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(衛生管理等)

第 14 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
  - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的 に実施する。
- （就業環境の確保）

第 15 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 16 条

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- (2) 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的 に実施するものとする。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 17 条 事業所は、従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修                      採用後      6ヶ月以内
- (2) 継続研修                        年 2 回
- (3) その他の研修

2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。

3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人娛生会理事長とフィットネスもとせと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。